

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は昭和52年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和52年9月30日までA株式会社に勤務し、52年10月から55年7月まで、同社グループのB株式会社C営業所に引き続き勤務したにもかかわらず、52年9月が厚生年金保険の被保険者期間と記録されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和52年10月1日に同社グループのB株式会社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が所持するD団体（現在は、E団体）が発行した厚生年金基金加入期間の案内書によると、申立人が昭和52年3月21日から55年7月31日までF厚生年金基金に加入していることが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、E団体に照会したところ、「申立期間当時、各事業所の社会保険担当者が、複写式の届出用紙を使用して、社会保険事務所、健康保険組合及び当該企業年金基金にそれぞれ提出していた。」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が、昭和 52 年 10 月 1 日に申立人の A 株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 52 年 8 月の社会保険事務所の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとする有限会社Aは、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所とはされていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和51年4月21日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、同年4月及び同年5月は4万2,000円、同年6月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年8月11日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、厚生年金保険料の控除事実が確認できる在職期間中の給料支払明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出された給料支払明細書、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述により、申立人は、有限会社Aに申立期間に勤務し、申立期間のうち昭和51年4月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、昭和51年4月及び同年5月は4万2,000円、同年6月は5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、有限会社Aは、昭和51年8月11

日に厚生年金保険の適用事業所となったことから、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、i) 同社は、昭和 32 年 4 月 15 日から平成 3 年 6 月 2 日まで、法人として登記されていること、ii) 申立人は、昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 4 月 21 日までの期間、B 有限会社において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、同社において、申立人と同様、同年 4 月 21 日に被保険者資格を喪失した者 10 人すべてが有限会社 A において同年 8 月 11 日に同資格を取得していることが確認できること、iii) 有限会社 A が厚生年金保険の適用事業所となった同年 8 月 11 日における被保険者数は 12 人であること、iv) 申立人は、51 年 4 月ごろに、B 有限会社の社長（当時）から、「会社は、今後『A』になる」旨の説明を受けたと供述していることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち昭和 51 年 7 月については、申立人から提出のあった給料支払明細書等から有限会社 A に勤務していたことは認められるものの、同年 7 月分の給料支払明細書上、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとする同僚が所持している当該同僚の給与明細書を見ると、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間については、厚生年金保険料が控除されているものの、51 年 7 月については、申立人と同様、同保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の昭和 51 年 7 月における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 51 年 7 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、18年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を17年6月1日に、喪失日に係る記録を18年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和12年3月に同郷の者とA地に赴き、約10日間の研修を受講後、18年3月末日までB事業所に勤務した。

一緒に研修を受講し、B事業所の関連会社に配属された同郷の者には、その会社での厚生年金保険の加入記録があるので、私の同保険の記録に漏れが無いかどうかを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB事業所の書換え後と見られる健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の名前が見当たらない一方、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人の氏名が認められ、申立人の同手帳記号番号は、昭和17年1月1日付けで払い出されていることが確認でき、社会保険事務所が保管する関係記録が相違している。

また、当該払出簿によれば、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとする元同僚の同手帳記号番号は申立人と同様、昭和17年1月1日付けで払い出されていることが認められるところ、当該元同僚は、社会保険庁の記録上、労働者年金保険法が施行された同年6月1日付けで被保険者資格を取得し、申

立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者二人に対し、同保険の加入記録について照会したところ、いずれも「当該事業所における自身の厚生年金保険の加入記録は、社会保険事務所に対する記録照会の結果判明した記録である。」としている上、当該事業所の書換え後の上記被保険者名簿と社会保険庁のオンライン記録との照合を行ったところ、当該被保険者名簿に被保険者記録があるにもかかわらずオンライン記録において記録が確認できない者が多数見られることから、当該事業所の同保険の加入記録は、高い割合で記録判明に至らない未統合記録とされていることがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該事業所に係る年金記録の管理が不適切であったと認められ、事業主は、申立人について、昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行っていたものと認められる。

また、申立人は、昭和 18 年 3 月 31 日に B 事業所を退職したと主張しているところ、申立人から提出のあった当該事業所の敷地内で撮影した集合写真から、申立人が同年 1 月 1 日時点で同事業所に勤務していたことが確認できるとともに、退職時期と退職事由に係る申立人の具体的な記憶と当該事業所において申立人と同じ業務に従事していた同僚の供述が合致すること等をもって、申立人の主張のとおり同年 3 月 31 日に当該事業所を退職したものと考えられることから、事業主は、申立人が当該事業所を退職した翌日である同年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から平成 19 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から平成 19 年 12 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、昭和 54 年ごろに社会保険事務所から書面で一括納付が可能との書類が届き、60 歳までの約 32 年間分の保険料として 80 万円若しくは 123 万円くらいを全額納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料は、母からもらった資金で取得した店の売却代金から工面し、年金手帳には全額支払済みの角印が押された記憶があるので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、昭和 54 年ごろに社会保険事務所から一括納付が可能との書類が届き、A 社会保険事務所の窓口で、60 歳までの国民年金保険料として 80 万円若しくは 123 万円くらいを全額納付し、年金手帳に全額支払済みの角印が押されたと主張しているが、i) 社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳管理簿を見ると、申立人は国民年金の不在被保険者として管理されていることから、同事務所から申立人に一括納付が可能との書類が届いたとは考え難いこと、ii) 申立期間当時、特例納付に際して、領収書を発行せず、年金手帳に支払済みの印を押していた事実は確認できないこと、iii) 申立期間当時、現年度分の保険料を前納する以外は、将来に向かって保険料を納付することはできないこと、iv) 申立てのとおり昭和 54 年ごろに保険料を納付することとした場合、制度上、納付が可能で 50 年 12 月から 55 年 3 月までの期間に係る保険料額 (52 月分) は 18 万 4,360 円であり、申立人が納付したとする保険料額と大きな差異が

あることから、その主張には不合理な点が認められる。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から56年9月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、34歳ごろまで国民年金の加入手続を行わなかったが、友人の勧めがあり、昭和56年ごろにA市役所でその加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として約30万円を一括納付した記憶があるので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として、約30万円を一括納付したと主張しているところ、社会保険事務所の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、58年12月16日に払い出されていることが確認でき、この時期に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、時効到来前の期間に当たる昭和56年10月から58年3月までの期間の保険料を58年11月28日に過年度納付したとされており、申立人が所持する領収証書の記載内容と一致している。

さらに、申立人が一括納付したと主張する時期は、第3回特例納付の実施時期（昭和53年7月から55年6月まで）と近接しているが、i) 特例納付の対象者は、制度上、国民年金の強制加入被保険者とされているところ、社会保険事務所の記録上、申立人が一括納付したとする時期当時、申立期間について、強制加入被保険者とはされておらず、これに反して申立期間に申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、

ii) 申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 56 年 9 月までの期間は、第 3 回特例納付による納付可能期間に該当しないこと、iii) 申立期間のうち、第 3 回特例納付により納付が可能な期間に係る保険料額を試算すると 50 万円となり、申立人が主張する保険料額と大きな差異があることから、申立人が申立期間に係る保険料を特例納付により納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、実父が家族の分の保険料と一緒に納付していたはずであり、申立期間について、両親の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市にあったB学校（昭和 48 年 10 月にC市に移転）に在学し、同市にて通学していたと主張するところ、D市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和 45 年 4 月 6 日にA市に移転した旨の記載が確認できるとともに、D市から入手した住民票の記載から、申立人が 49 年 3 月 31 日にC市からD市に転入したことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、D市において住民登録をしていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をその実父が納付していたと主張しているが、実父が在住するD市が発行した昭和 47 年 3 月 25 日付けの広報誌によると、同市においては 47 年 4 月に保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に移行したことが確認できるとともに、申立人の実父の年金手帳には、47 年度から「国民年金保険料納付通知書兼領収書」が貼付されていることから、申立期間に係る保険料を納付したとすれば、納付書により納付したと考えられるところ、同市では、住民登録がなされていない者については、納付書を発行することは無いとしており、上述のとおり、申

立期間についてD市において住民登録をしていなかった申立人には、納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと推測される。

さらに、申立人は、所持する昭和47年4月1日付けのD市役所発行の案内書に、「47年度から使用する新しい年金手帳をE団体に保管する」旨記載されていることをもって、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、上述のとおり、47年4月から納付方法が年金手帳による印紙検認方式ではなく、納付書方式とされていることから、当該案内書の存在が保険料の納付を示すものとは認め難い。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びD市の国民年金被保険者名簿上は、申立期間に係る保険料は未納とされており、双方の記録に不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 3 日から 38 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 36 年 12 月 3 日から 41 年 4 月 1 日まで株式会社Aに継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、複数の同僚等の供述から、入社日の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所では、「当時の関係資料が無く、申立期間当時のことについて知る者もおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は分からない。」旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった者6人及び申立期間後に同被保険者であった者4人に対し、申立人の勤務実態及び当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて照会し、7人から回答を得たが、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述は得られなかった。

さらに、回答があった7人のうち入社日の記憶がある6人について、自身が記憶している入社日と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険の被保険者

資格の取得日を比較したところ、いずれも入社後3か月から3年を経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、このうち一人は「入社して3年後に厚生年金保険に加入した。」と供述しているなど、申立期間当時、当該事業主は、従業員全員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたとは言い難い。

加えて、上記被保険者名簿を見ると、申立人は昭和38年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、同名簿上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の申立期間に係る記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月3日から31年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、A株式会社に、昭和28年4月4日から31年3月31日まで勤務した。

私の同社における厚生年金保険の加入記録は14月と非常に短く、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社は、社会保険事務所の記録上、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人から提出のあった写真及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所の記録上、昭和32年5月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料及び供述が得られない。

また、申立期間当時、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた5人の同僚について厚生年金保険の加入記録を見たところ、4人の同僚が当該事業所で同保険に加入しているが、一人は昭和29年5月24日に、3人は申立人と同様、同年6月3日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者8人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、7人から回答があり、うち3人は、「当該事業所は昭和29年6月に倒産した。」としている上、うち二人は「当該事業所が倒産した後も残務整理等のために勤務したが、自身の厚生年金保険の加入記録も昭和29年6月3日までである。」としており、申立てを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、上記被保険者名簿上、当該事業所において申立期間前後に厚生年金保険の加入記録が確認できる者56人について、その記録を検証したところ、42人が申立人とほぼ同時期に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、「29年6月に当該事業所が倒産した。」とする複数の同僚の回答を裏付けるものと判断される。

その上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の書換え時期に当たる、昭和29年11月1日時点で厚生年金保険に加入している者は事業主を含む4人のみであることから、申立期間の従前から当該事業所において同保険に加入していた者については、その4人を除き、全員が被保険者資格を喪失したことが確認できる上、当該事業所において、同年11月1日から、同保険の適用事業所でなくなる32年5月17日までの期間に申立人の加入記録は見当たらず、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、上記回答を得た同僚のうちの二人は、申立人が当該事業所と取引をしていた「B」に勤務していた記憶があると供述していることから、社会保険事務所が保管する「B」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は見当たらない。

また、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 16 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。
しかし、私は、A事業所に勤務した昭和 36 年 2 月から 40 年 12 月までの期間については脱退手当金を受給したと記憶しているが、B事業所に勤務していた申立期間については脱退手当金を受給した覚えが無く、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は受給したとする脱退手当金の額について、「A事業所を退職した当時の給与の1か月分ぐらいだった。」としているところ、社会保険事務所の記録上、申立人のA事業所退職時における標準報酬月額が1万6,000円とされており、支給された脱退手当金1万6,799円とほぼ一致する上、仮に受給したとする脱退手当金が申立人が主張するとおり、A事業所のみ加入期間に基づくものであったとした場合、その額は1万2,793円となり、支給額とは開きがあることから、申立期間についても脱退手当金の計算の基礎とされたものと考えられる。

また、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年2月23日に支給決定されているほか、A事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票上、B事業所に勤務した際に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号と、A事業所に勤務した際に払い出された同記号番号は、A事業所を退職する時点において統合済みであり、すべての被保険者期間が脱退手当金の支給対象とされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人が勤務したA事業所において、脱退手当金の支給記録がある者は既に死亡しているため供述が得られない上、当該事業所の後継事業所に対し申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて照会したところ、「当時の関連資料は無く、当時の担当者も確認ができないため不明である。」旨の回答であり、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られず、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間は、出稼ぎでA株式会社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、勤務していたとするA株式会社において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者及び同僚として名前を挙げた者の供述等から、期間の特定はできないものの、申立人は同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 38 年 8 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年 8 月から同年 10 月までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所の元事業主は既に死亡している上、元役員の所在も不明なことから、申立てを裏付ける関連資料及び供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人が同僚として名前を挙げた7人のうち3人は、申立期間の一部について、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、いずれも申立人と業務内容及び雇用形態が異なる上、ほかの4人については当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人は、同事業所に勤務した者は 11 人から 12 人いたと供述しているところ、

社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者数は8人であり、当該事業所では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは言い難い。

その上、当該被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間当時、申立人が居住していたB町が保管する国民年金被保険者名簿上、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除等についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。